

【 建設交通部 】

件 名	一級河川の境界確定と護岸整備について
申立概要 【受理元. 8. 19】	<p>自宅敷地内を流れる一級河川の度重なる氾濫により、敷地が浸食されている。護岸整備等を土木事務所に再々要望しているが対応してもらえない。河川との境界確定を申し出たが、周辺測量図面は当方で用意しなければならないとの回答が納得できない。</p> <p>また、府民公募型整備事業が不採択となったが、工事費が高額になるためとの理由は納得できない。</p>
確認事項	<p>以下のとおり確認した。</p> <p>① 府が必要とする河川改修のために用地買収が必要な場合は、府において測量や境界確定を行うが、これ以外で府が管理する河川敷と隣接する私有地の境界確定の依頼があった場合については、当該者により境界確定申請書を作成・提出した上で、現地で関係地権者の立会協議を行い、境界確定図を作成することとしている。また、その際に必要な資料については、「土木建築部所管の国有又は府有土地の境界確定及び区域明示の事務取扱要領」により申請者が提出することとされている。</p> <p>② 府民公募型整備事業は府が管理する道路や河川、建物等の施設に係る身近な安心・安全につながる小規模な改修工事や修繕工事を対象としており、当該提案については、技術審査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間が概ね半年以上となるような大規模な工事 ・ 事業費が概ね2,500万円を超えるもの <p>に該当するとの判断により不採択となったものである。</p> <p>なお、今後は、本事業以外での実施の可否についても説明するなど、より丁寧な対応に努めることとしている。</p>
結果（要望） 【通知元. 9. 26】	<p>本件については、制度にのっとり実施されているものと認められるが、問合せや相談があれば、必要な境界確定の範囲や精度等について具体的に説明するよう要望した。</p>